

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号

2 入札第4号

(2) 購入物品名及び予定数量

船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】 予定数量 892,000 リットル

*規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」（調達様式第11号）を郵送又はFAXにて提出すること。（持参も可。）

※「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和2年3月26日 17時00分

※一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。

(4) 船舶燃料供給にかかる確約書及び品質保証書の提出について

入札に参加する者は船舶燃料供給にかかる確約書及び品質保証書を必ず提出すること。

※船舶燃料供給にかかる確約書及び品質保証書の提出場所及び提出期限等

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和2年3月16日 17時00分

〔提出方法〕「船舶燃料供給にかかる確約書（船舶燃料様式第1号）」及び「品質保証書（船舶燃料様式第2号）」に必要事項を記入のうえ添付書類を添えて、郵送又は持参にて提出し、事前に審査を受けること。

*審査結果は令和2年3月19日までに漁業取締室よりFAXにて回答します。

(5) 納入場所 長崎県漁業取締船（5隻）

(6) 納入期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(7) 入札期日及び場所

〔入札期日〕令和2年3月27日 10時00分 開始

〔入札場所〕長崎県庁行政棟 1階入札室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

郵送により入札書を提出する場合は書留郵便により下記受領期限内必着とする

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和2年3月26日 17時00分（必着）

※郵送以外による入札の場合は、入札期日及び場所での入札となる。前日までに持参されても入札書の受領はできない。

(8) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第6号）」を下記提出場所へ令和2年3月16日 17時00分までにFAXにて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和2年3月19日までに「質問への回答書（調達様式第7号）」により

FAXにて回答します。

①仕様書に関する質問提出場所 漁業取締室

FAX095-860-1136 TEL095-860-1135

②調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

(9) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 単価入札のため、1 リットル当たりの単価で入札すること。当該単価に小数以下がある場合は第2位までとすること。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を単価入札書（調達様式第8号の2。以下「入札書」という。）に記載すること。
- エ 入札金額は訂正することができない。
- オ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- カ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第9号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。
（※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができない。）

【注意事項】

- ・ 入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出して下さい。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・ 入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

※郵送による入札の場合の「入札書」等の提出方法

- ・ 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒とすること。
- ・ 入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載すること。
- ・ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。
- ・ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。
- ・ 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、物品管理室、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

(10) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金
免除する。
- イ 契約保証金
（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
（イ）契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。
 - ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。
なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。
 - ①2,000万円以上
 - ②2,000万円未満500万円以上
 - ③500万円未満
- （ウ）契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(11) 入札の無効

次の入札は無効とする。また、下記のアからシまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。なお、キ及びチからナは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- キ 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- ク 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- コ 船舶燃料供給にかかる確約書を提出していない者が入札をしたとき。
- サ 船舶燃料供給にかかる確約が承認されなかった者が入札をしたとき。
- シ 品質保証書（添付書類を含む。）を提出していない者が入札をしたとき。
- ス 入札者又は代理人が同一事項に対し2 以上の入札をしたとき。
- セ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ソ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- タ 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- チ 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- ツ 代理人が入札したとき。
- テ 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- ト 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- ナ 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- ニ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(12) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定である。この場合、郵送により入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わない者は「入札辞退」として取り扱う。また、開札に立ち会う者のうち、再度、再々度の入札を辞退する者は、入札書中、首標金額の欄に「辞退」と記載のうえ、入札書を提出すること。
- ・再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上。郵送により入札書を提出した者のうち開札に立ち会う者は3枚以上。）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。
- ・郵送以外の入札者で再度、再々度の入札に参加する者及び郵送による入札者で開札に立ち会う入札者がいないときは、再度、再々度の入札は行わない。
- ・郵送による入札者が開札に代理人を立ち会わせるときは、委任状の提出が必要であること。
（※代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ、代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加

することができない。)

(13) 落札者決定の通知

- ア 全ての入札者が開札に立ち会った場合
落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。
- イ 開札に立ち会わなかった入札者がある場合
落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会った入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかった入札者に対しては、物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において掲載する入札結果一覧表をもって、落札者決定の通知を行ったものとみなす。
なお、落札者が開札に立ち会わなかった場合、落札者に対しては次に掲げる手順により落札者決定の通知を併せて行う。
 - ①落札者決定通知書を落札者にFAX送信する。
 - ②落札者に電話を掛け、①の受信確認を行い、FAX及び電話により、落札者決定の通知を行う。

(14) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から令和2年4月1日までに契約締結ができるよう手続を行い、「契約書(調達様式第106号)」を提出すること。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- エ この調達手続きに関し、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を提案する可能性があること。この場合、調達の手続きが停止される可能性があること。
- オ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(15) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並び昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を得ていること。
- エ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該調達契約事務に関する担当部局

〔住所〕 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
〔電話〕 095-895-2881

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

- ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和2年3月6日17時00分までです。
- イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ
〔住所〕 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
〔電話〕 095-895-2884

令和2年度長崎県漁業取締船用燃料仕様書

1. 品名、規格、数量

品名	規格	予定数量	備考
免税軽油B/L	JIS1号又は2号	892,000 ^{リットル}	規格品

※上記数量は年間に購入する予定数量であるので変動することがあります。

2. 軽油の積込港及び最大積載数量

新長崎漁港……………軽油の1回の最大給油量 43,000リットル

長崎港、佐世保港 ……軽油の1回の最大給油量 10,000リットル

3. 納入場所

長崎県漁業取締船(5隻)

4. 納入期間

令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

5. 給油条件等

- ① 上記2. の各港において、常時、各港毎の1回あたりの最大給油量の軽油を確保できること。
- ② 積込港岸壁における給油設備からの給油又はタンク船による給油対応が可能な業者であること。
- ③ タンク船による場合は、軽油専門のタンク船が確保できること。
- ④ 給油を代行させる場合は、「代行給油に関する証明書(別添船舶燃料様式第3号:代行する者の代表者印のあるものに限る。)」の提出が必要であること。

6. 契約締結後における市場価格の変動に基づく契約単価の変更

契約締結後、市場価格(一般財団法人経済調査会が発行する「旬刊デジタル物価版『石油製品編』」下句号中、「バージ渡し」欄の「福岡」の価格をいう。)が著しく変動した場合、別添「契約単価変更計算書」を添付の上、当月の25日までに契約の相手方に対して契約単価変更の協議を書面により申し込むことができる。協議の申し出を受けた契約の相手方は、速やかに協議に応じなければならない。協議による変更契約の効力は、協議を開始した日の属する月の翌月の初日から生じるものとする。

「市場価格が著しく変動した場合」とは、直近の契約期間開始日が属する月の前月の市場価格と以降の月の市場価格を比較し、その変動幅が1リットルあたり3円以上増減した場合をいう。ただし、当初契約の場合に限り、令和2年3月の市場価格と比較するものとする。

契約単価の変更においては、令和2年3月の市場価格と当初契約締結時の契約単価を比較して算出した差額を契約期間において維持するものとし、算出した差額を当該月の市場価格に反映させた金額をもって変更後の契約単価とする。

契約単価変更計算書

1. 市場価格の変動状況

品 名	「旬刊デジタル物価版 『石油製品編』」 ○月下旬号の掲載価格 (税抜き) a	「旬刊デジタル物価版 『石油製品編』」 △月下旬号の掲載価格 (税抜き) b	変動幅 b - a	備 考
船舶用燃料 (免税軽油)				※ 3 円以上の増減の 場合価格改定

2. 変更後の契約単価

品 名	「旬刊デジタル物価版 『石油製品編』」 △月下旬号の掲載価格 (税抜き) b	差 額① (加算減算額) C	変更後 契約単価	備 考 (現契約単価)
船舶用燃料 (免税軽油)				

※①「差額」とは、当初契約時の市場価格と契約締結時の契約単価を比較して算出した差額

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{契約単価} & & \text{市場価格} & & \text{差額} \\
 \text{(契約締結時)} & - & \text{(「旬刊デジタル物価版『石油製品編』」} & = & \text{(加算減算額)} \\
 & & \text{令和2年3月下旬号の掲載価格)} & & \\
 A & - & B & = & C (A - B)
 \end{array}$$